

法人税制・寄付金税制と法人類型の関係

法人税制

非課税	収益事業のみ課税（軽減税率：25%）	課税（軽減税率25%）	課税（34.5%、 中小企業25%）
-----	--------------------	-------------	-----------------------

公共法人 （法人税法別表第1） 地方公共団体や政府の代行機関等、公益性が著しく高い法人	公益法人等 （同 第2） 不特定多数の公益の実現を目的とし、配当を行わず、残余財産が国・地方公共団体等に帰属する民間法人	協同組合等 （同 第3） 事業者等が、共同事業を行うため設立した法人	その他の法人 経済活動を営む民間の事業主体	
地方公共団体 特殊法人 等	認可法人 日本赤十字社 社会福祉法人 学校法人 公益法人 宗教法人 厚生年金基金 共済組合 日本弁護士連合会 商出工資組なし 等	農協 漁協 生協 商出工資組合 等	特定医療法人	営利企業 その他の医療法人 等

寄付金税制

対象 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるもの（特定公益増進法人）の主たる目的である業務に関連する寄付金は、対象とされる。	対象外
--	------------

固定資産税の免除と法人類型

固定資産税、
不動産取得税

免除	非課税となる固定資産が定められている。（非課税となる固定資産については、設置主体や事業ごとに細分化されている。）
-----------	--

※ 固定資産税の税率

標準税率は、100分の1.4。標準税率を超える場合でも、100分の2.1を超えることはできない。

※ 不動産取得税の税率

税率は、100分の4。